

つながり

第4号

—定着支援センターだより—

発行：三重県地域生活定着支援センター

2012. 4. 1

刑務所と社会福祉

平成 22 年 4 月に三重県地域生活定着支援センター（以下、「定着センター」とします。）が開設されてから約 1 年半が経過しました。この間、出所の際に定着センターにお世話になった、またこれからお世話になる予定の被収容者を合わせると、10 人を超えました。これらの者たちは、定着センターの支援計画に基づき、それぞれの帰住先に帰ったわけですが、以前は、たとえ高齢で身寄りがなかったとしても、刑期終了日がくれば否応なしに社会の荒波の中に送り出さざるを得なかったことを考えると、隔世の感があります。

こんな例がありました。ある刑務所から当初に受刑者が移送されてきました。事前の連絡では、「健康状態には全く問題ない。」という話でしたが、一目見るなり、体中に血腫が浮き上がっており、実際にはかなりの重病人ということが明らかでした。しかしこの受刑者が出所するまであと数日しかなく、途方にくれました。すぐるような気持ちで定着センターに電話したところ、快く了解していただいたばかりか、事後の対応についても、「そこまでやっていただけるのか。」と、頭の下がる思いで一杯になりました。結局、この受刑者は定着センターの御支援を頂いた後、自らの意思で社会に戻る道を選びましたが、このほかにも、社会において定着支援センターの御支援のもと、グループホームや救護施設に帰住し、生活を立て直しているものも多数存在しています。

他方、施設内に目を向けると、受刑者の高齢化が進んでいるほか、身体的、精神的に障害を抱えた受刑者の増加が目立ちます。このような福祉的支援を必要とする対象者に対しては、刑務所の社会福祉士が支援を行っていますが、これらの業務はわれわれ刑務官だけでは遂行できない業務があり、定着センターのご協力をお願いする機会が増えることは間違いありません。

刑務所と社会福祉が一人でも再犯者を少なくするという目標に向かって手を取り合い、より良い方法を探っていきたいと考えております。今後とも、矯正施設における福祉的支援に積極的な御支援をお願いします。

三重刑務所統括矯正処遇官（教育・分類担当）高士 雅史



つながり二人目の寄稿は村瀬博さんです。村瀬さんは、長年県職員として福祉行政にも携わってこられました。高齢者福祉、特に介護保険施策の中枢を担い、この分野に造詣が深くいらっしゃいます。

《寄稿 2》 「特養ホーム待機者にもなれない要介護高齢者」

～低所得高齢者問題を考える～

村瀬 博

私は、3年前に福祉事務所を定年退職しましたが、在任中から気になっていたことがありました。「制度」はありながら、実際の現場では、そうした「制度」に沿った運用が必ずしもなされない現実があることです。

介護保険を担当していた時のことです。特別養護老人ホームへの入所については、介護保険制度の創設により、従来の「行政による措置」から「利用者と施設による契約」へと大転換が起きました。“利用者の選択、自己決定が可能な仕組みになった”ということが言われました。そして、入所の順番は「申し込み順」が“平等である”として制度は出発しました。

しかし、こうした「介護の必要性」を勘案しない仕組みは、在宅での介護の大変さを従来にも増して過酷なものとなりました。制度創設2年目にして運用の手直しが必要となり、「要介護度」や「家族状況」などを点数化し優先順位を決める「入所基準」の策定が施設に求められ、私もそのための「入所指針」づくりに携わりました。そして、「指針」ができ、これでどうにか施設での介護が必要な人は誰でも入所が可能になるのでは、と安易に考えていました。(もちろん、受け皿のパイが十分あつてのことですが、ここではその点は触れません。)

しかし、そうした浅薄な考えはすぐに打ち砕かれました。個室ユニット型の特養ホーム(新型特養)が主流となり、居住費や食費が原則保険対象外となる中で、「国民年金で生活する所得の少ない高齢者は、優先順位による順番が来ても入所できない」との声を多くのケアマネから聞くようになりました。

こうした引っ掛かりから、「施設介護を必要とする高齢者が平等に特養への入所ができているのか」という問題を深めるため、一念発起して大学院での勉強を決意しました。

研究テーマは、「特別養護老人ホームへの入所をめぐる『低所得者層』問題」です。X市にある20の特養ホームの最近1年間の入所者について、年金額と特養の種類別(多床室と個室ユニット型)入所状況との相関を通して、制度が抱える問題の将来予測を試みました。

結果は、「年金額の多い高齢者が『ユニット型個室』の特養に多く入所していること」、また「入所までの待機期間も年金額が多い高齢者が短いこと」、が「有意」に証明されました。すなわち、今後増加が期待される新型特養に低所得の高齢者が入所するには、「一定の貯蓄がある」か、「資金の援助が得られる環境にある」といった条件がなければ入所は極めて困難となる、というのが研究から得られた知見です。（居住費・食費に対する「補足給付」の制度や生活保護制度はありますが、大勢は変わりません。）

所得格差・貧困は、「制度」の建前を崩していく、低所得者層は「制度」から排除される事態が確実に進行しています。

この研究の後、国は、①「低所得者対策」と称して、「特養の居室面積を 13.2 m²から 10.65 m²へ縮小する」こと、②“地域主権一括法”による地方への施設基準の権限委譲の中で、「多床室の整備を容認する」ことを決定しました。「プライバシーの尊重」「生活の継続性」など高齢者の尊厳をまもるための「生活の場としての特養」をめざす先人の努力の積み上げが、「目の前の施設入所の困難性の声」を受け、いとも簡単に覆された、と私は感じています。

問題は、入所にあたっての利用者負担の問題です。「応益負担から応能負担へ」と社会保障本来の垂直型再分配機能を社会福祉（公的介護保険）は取り戻す必要があります。

「保険あって介護なし」といった状況が広がり、国民意識が制度への不信を募らせる中で公的制度が崩れる事態を私は恐れます。そして社会福祉・高齢者福祉の名の下で、所得の多寡による二極分化社会の進行を「是認する」風潮が広がりつつある現状を、何よりも私は恐れています。

*私の研究の詳細に興味がある方は、「総合社会福祉研究第 39 号：2011. 12 月号」をお読みください。



次の寄稿文の執筆者である桂城さんは、社会福祉協議会に長年勤務されてこられました。そのご経験から本も出版されておられます。今回の原稿についても、依頼したところ、快く引き受けていただきました。

《寄稿 3》 支援者のある風景と支援者の勲章！？

桂城 修平

生活観のある福祉図書の刊行ができないかと、何やかやと思案する日々を過ごしていると、様々な支援の場面とそこに織り成す人間模様が見えてくる。

視察や現場実習指導という名目で、様々な福祉施設や養護学校、豪での研修など、福祉・

教育の縁で訪ねた場所の記憶をたどれば、地域性も含めた異なる支援環境の風景があった。



生活施設での大半は、穏やかな時の流れを分かち合うように、固有な生活の状態を示している。経営者の思い入れがこもった建物、樹木やガーデニングによって、独特の雰囲気を作り出している。そこには、生活者の安らぎを願い支援に生きるものたちの思いが感じられ、訪ねるものたちを歓迎しているかのようでもある。手入れされた花壇には、生活の潤いと自然との共存の一端が垣間見え、ほのぼのとした関係が形成されていると思えた。

ところが、東海・北陸の作業所を訪ね歩いたときのことだった。玄関脇にあった一枚の絵には、やり場のないもどかしさを怒りのタッチで描写しており、気になって聞いてみた。すると、その作者は、落ち着きがなく、奇声を上げるので、作業所に来るのを停止させたと、責任者は言うのである。その態度に唾然として、「あなたは行政のOBですか？」と確認すると、誇らしげに経歴を語った。そして、当事者の父母の嘆きを聞いたが、家に閉じこもる生活を強いたとも言った。同行した障害児学校の教員（ボランティア仲間）は顔を曇らせた。卒業による在宅という名の疎遠に、仲間づくりを開始した矢先のことだった。

支援の環境は、時として、障害や育ちへの偏見や抑圧となって、生活や人権を脅かすことに何とも感じない観客の職員を登場させる。寄り添うことによってしか得られない支援の勲章を知る由もない。快い関係の形成を促す機会を回避させてしまうのである。

ある作業所で、職員への肩もみを性的嫌がらせだと通所を拒否された人と、月一回だが半年間、県内の作業所巡りをしていたことがあった。残念なことに、訪ねた作業所には、利用者と職員の笑顔や一体感もなく、職員の指示する強烈なことばだけを耳に残した。

不快な職員が支配する場に出会って七年が経過した。その関係者から、通所で不適應となった人が、他の作業所に移ることで、次第に快活な日々を取り戻すようになったと聞き嬉しくなった。利用者は、職員の選任にノーを言いたかったのである。その法人は、利用者には不機嫌な職員に安価な報酬を与え、学びも資格も求めないことで、研修の機会も与えていない。利用者に快適な日常は、遠ざかる手立ての中にある。

作業所で通所を拒否された人は、児童施設で生き抜く手段として肩もみを獲得した。それを実践した彼が学んだ世間には、パワーハラスメントの力を思い知らせる場面があった。

虐待防止の法制度が徐々に整備されてきた。ところが、虐待の事実（届出）があっても、地域に周知されず、施設や職員にペナルティが課されることは稀である。



支援を業務とする環境は、異業種間との協働が求められるようになった。医療や教育、福祉や労働、司法などの分野で、生活の全体性を考え、合成しあう力に必要性を見出し、「共生の知の創出」が現在的な課題となってきた。

安定を求めながら変化を宿命付けられた人間の生活には、支援が果たす役割が大きく、事件や社会事象は支援のあり方が決定的に重要で、身近にあることの必要性を示唆している。ところが、問題解決の道のりは、積み重ねが容易ではない。経験が生かされない業務

の閉鎖性とシステムのあり方によるのだろうか。それとも、生きるかたちを規定したがる傾向を排除できないからであろうか。成熟しない政治システムにも、一因はあるようだ。

生活と福祉のウォッチャーでもありながら、支援者でもある人は、功利主義の社会のなかで、誰の目線で携わること論しているのだろうか。支援者が、利用者や要支援者、被災者との痛みを分かち合うには、つながりを図り、交流を深め合う一体化への努力こそ求められ、『絆』を結ぶには健康や安否への祈りと接近が必要であると思うのである。

社会的な支援の勲章は、環境は異なっても、支援を必要とする人たちによって、絆への契機を誘う。この授章は、受章者を特定するようなことはせず、温かい眼差しと新鮮な感動を与える。支援者のモチベーションの下支えとなって、濁らない瞳を保つことや恒常的な学びへの視座を求め、抑圧者とさせない抑止力の役割を果たすのである。

社会のもつ構造的な矛盾に対しても、生活者との連帯と協働によるスタンスを保つように仕向ける。福祉活動は、チームプレーや、パートナーシップによって、生活・福祉ニーズに応え、個人と地域社会との縁を紡ぎ、明日への希望を繋いでいく。

支援の勲章の特性は、不特定多数に、何度も授章の機会を与え続けることである。しかも、一度の授与で、完結させずに、多元的な視座を段階的に与える。知識や技術のスキルに、ヒューマンな要素を蓄えさせ、関係形成に必要な親密感を瞬時に与えるファクターとなるのである。そこでは、競争より共存を意識付け、尊厳のなかで、愛しい関係を育む。

多くの現場で、その榮譽を受けた人びとは、多様な生きるかたちを受け止め、非審判的なスタンスで、目前の当事者と現実を見つめ、将来に臨む手立てを構築していく。他者と向き合うことで、自らの人生と向き合う必要を臉の奥に仕舞い込みながら、支援の志を再確認する。また、自らも、支えられて今在ることの喜びを発現させる。勲章の授章には、華やかな式典はないが、命が華やぎ交感もたらすさわやかな情景が広がっている。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

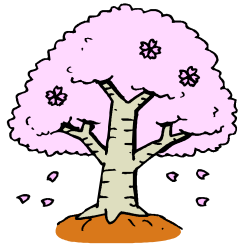
地域社会が福祉を生活のなかに確立していく過程には、支援者のある風景が大きな影響をもつことを、関係者が少しだけ自覚できれば、多面的な展開を生み出させることだろう。

岡村重夫氏は「熱心な人がいるかいがないか」*が、地域社会を変容させるもので、その人々の「個人の特質とは何かを問題として実践的に研究」する必要性を説いている。身体を持った支援者は、「見る・見られる」関係にあることに気づくことが重要なのである。

熱心な人の周りには、利他的な支援に魅了された人々が結集する。参画によって、躍動するときめきは、支援の勲章を得る快感の清々しさに、創造の価値を引き寄せるからだ。

支援の社会化がさらに進み、支援の社会的意義が高まることを、地域生活定着支援センターの足跡は、大きな一步を支援者たちと地域社会に提示しているように思われる。

※；三浦文夫・右田紀久恵・大橋謙策編著『地域福祉の源流と創造』（中央法規 2003 年）
—岡村重夫先生にきく—「見る・見られる」関係から科学する 頁 132・11—15 行目
桂城修平著；発刊準備中の『わが家のマージョ』より抜粋、加筆。



むすびにかえて

三重県地域生活定着支援センター 所長 小野田 正晴

三重県地域生活定着支援センターは発足から2年が経過しました。この間、本当にたくさんの人びとの世話になりました。勿論、ほとんどの支援がスムーズに行ったわけではありません。これで決まりと思っていると大逆転、振り出しに戻ることも多いのです。

このように苦労して出所後の場所で生活を始めても、うまくいかないこともあります。それでまた多くの人のお世話になることとなります。

一件一件に実に多くの時間がかかります。時間や手間がかかり、出会う人が多ければ多いほどよいのだと思っています。それにより、私たちは、学ぶことができます。出所後にすんなり施設に入るだけなら、なんらの問題もできません。

地域生活定着支援センターの支援は、個々人のとても個別なところを深く問い掛けて行くのですが、それだからこそ、福祉の普遍的な課題を問い掛けているのだと思います。

定着支援センターだより「つながり」は、いろんな人からいろんな視点で原稿をいただいています。必ずしも矯正世界から出てくる人の支援に関するものばかりではありません。それは、すべてが深いところにつながっており、広くつながりあってこそ、私たちが福祉支援の原点を共有できると思うからです。

今回は、刑務所から、介護保険から、それに支援する人の熱意を問い掛ける原稿となっています。それぞれにつながるものがあるのだと思います。多くの多方面の方々に、今後も原稿をお願いしたいと思っています。



編集後記：おまたせしました。第4号の発刊です。この機関誌は定着支援センターの事業と同様、皆さんの協力なくしては成立しません。タイトルにもあるとおり「つながり」が大切です。皆さまからのご寄稿お待ちしております。(い)

定着支援センターだより「つながり」
発行：三重県地域生活支援センタ
〒514-0818 三重県津市城山1丁目12-2
TEL:059-238-5501・5502 FAX:059-235-1212